

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造，産業構造及び中小企業者の実態等

産業・中小企業者の状況等

本市の人口は，昭和50年代後半からのニュータウン開発により人口が急増したが，平成22年にピークを迎え，その後，減少傾向にある。

令和2年の国勢調査による人口構造は，15歳未満が10.9%，15歳以上65歳未満が59.8%，65歳以上が29.3%である。今後の人口推計では少子高齢化の進行に伴い，15歳未満の減少及び65歳以上の増加が見込まれている。

また，経済センサスによる市内事業所の件数は，平成26年調査（基礎）では増加に転じたものの，平成28年調査（活動）では再び減少に転じている。

なお，従事者が最も多い業種は，「製造業」である。この主な要因は，市の東部に位置する「つくばの里工業団地」での操業であると考えられる。

中小企業支援策等に関する取組状況等

本市では，商工業の活性化を促すため，平成29年度に「龍ヶ崎市商工業活性化プロジェクト」を作成した。現在は当該プロジェクトに基づき，「企業立地の充実」，「起業（創業）者の支援」，「既存企業の支援」の3つを施策とし，各種事業を展開している。詳細は以下のとおり。

ア 企業立地の充実

- ・「龍ヶ崎市企業立地促進条例」に基づく，固定資産税相当額の補助

イ 起業（創業）者の支援

- ・産業競争力強化法による認定を受けた創業支援等事業計画による創業支援
- ・「龍ヶ崎市創業促進事業補助金交付要綱」に基づく，創業に係る経費の一部補助

ウ 既存企業の支援

- ・「龍ヶ崎市展示会等出展支援事業補助金交付要綱」に基づく，中小企業が販路拡大を目的とした展示会出展費用の一部補助

本市では，急速に進む少子高齢化や後継者不足が深刻化する中，人材の確保が中小企業者の大きな課題となっており，独自の取組として市内事業者に対して，補助事業等を講じてきたところである。

市内中小企業者が積極的な設備投資を行うことにより，生産性の抜本的な向上や人材不足に対応した基盤構築といった効果が期待され，市内商工業の活性化にもつながることから本計画を推進する。

(2) 目標

本市では、中小企業等の設備投資への活性化に伴い、更なる経済発展していくことを目指すため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づき「導入促進基本計画」を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。

このため、本計画の期間中に6件の「先端設備等導入計画」の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本市では、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

※労働生産性とは、
$$\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$$

※労働投入量とは、

労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間

2 先端設備等の種類

本市の産業は、第1次産業である農林漁業や、第2次産業である鉱業、建設業及び製造業、第3次産業である卸売業、小売業、宿泊業及び飲食サービス業など、多岐にわたる。

このため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、龍ヶ崎市街地、佐貫市街地、北竜台市街地、龍ヶ岡市街地の4つの市街化区域と、つくばの里工業団地地区等を中心に第2次産業及び第3次産業の業種の占める割合が多い。

一方、市街化調整区域では、第1次産業である農業の占める割合が多い。

このため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、龍ヶ崎市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、卸売業、小売業、宿泊業・飲食サービス業、製造業、建設業、農業等、多岐に渡り、また多様な業種が本市の経済、雇用を支えている。

このため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることか

ら、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種のものとは対象外とする。

一方、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。

このため、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資することが見込まれる幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

本市が作成する導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

中小企業等が作成する先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・先端設備等導入計画の認定について、人員削減を目的とした取組については対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び下水道使用料を滞納しているものは、先端設備等導入計画の認定の対象としない。